

	川崎市住民投票条例	広島市住民投票条例
住民投票の対象事項	<p>(市政に係る重要事項)</p> <p>第2条 住民投票に付することができる市政に係る重要事項(以下「重要事項」という。)は、<u>現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるものとする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、既に住民投票に付された事項又は議会若しくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあつては、<u>改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものでなければならぬ。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、重要事項としない。</p> <p>(1) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項</p> <p>(2) 住民投票を実施することにより、特定</p>	<p>(住民投票に付することができる重要事項)</p> <p>第2条 住民投票に付することができる市政運営上の重要事項(以下「重要事項」という。)は、<u>現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの(次に掲げるものを除く。)</u>とする。</p> <p>(1) 市の機関の権限に属しない事項</p> <p>(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項</p> <p>(3) 専ら特定の市民又は地域に係る事項</p> <p>(4) 市の組織、人事又は財務の事務に関する事項</p> <p>(5) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</p>

	<p>の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項</p> <p>(3) 専ら特定の地域に関する事項</p> <p>(4) 市民(川崎市自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。以下同じ。)が納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とする事項</p> <p>(5) その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項</p>	
投票資格者	<p>(投票資格者)</p> <p>第3条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、<u>本市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の者</u>であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市に住民票が作成された日(他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)から本市の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から<u>引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者</u></p> <p>(2) 本市の外国人登録原票(以下「登録原票</p>	<p>(住民投票の投票権を有する者)</p> <p>第4条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているものとする。</p> <p>(1) <u>年齢満18年以上の日本国籍を有する者</u>で、その者に係る広島市の住民票が作成された日(他の市町村から広島市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から<u>引き続き3か月以上広島市の住民基本台帳に記録されているもの</u></p>

	<p>」という。)に登録された日(他の市町村から本市の区域内に居住地を変更した者で外国人登録法(昭和27年法律第125号)第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けたものについては、当該申請の日)から引き続き3箇月以上本市の登録原票に登録されている者であって、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1若しくは別表第2に規定する在留資格をもって在留し、かつ、本邦において登録原票に登録された日から引き続き3年を超えて登録原票に登録されているもの(同表の永住者の在留資格をもって在留する者にあつては、3年を超えて登録原票に登録されていることを要しない。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票権を有しない。</p> <p>(1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第</p>	<p>(2) 年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が広島市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日(同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の規定による広島市の区域内への居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から引き続き3か月以上経過しているもの</p> <p>2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者</p> <p>(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者</p> <p>3 第1項第1号及び第2号の広島市には、その区域の全部又は一部が廃置分合により広島市の区域の一部となった市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町</p>
--	--	---

	<p>11 条第 1 項若しくは第 252 条、政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 28 条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成 13 年法律第 147 号)第 17 条第 1 項から第 3 項までの規定(以下「選挙法規定」という。)により選挙権を有しない者</p> <p>(2) 前項第 1 号の規定に該当する年齢満 18 年以上 20 年未満の者及び同項第 2 号の規定に該当する者を公職選挙法第 9 条に規定する選挙権を有する者とみなして選挙法規定を適用した場合に選挙権を有しないこととなる者</p>	<p>村(その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅した市町村の区域の全部又は一部となった市町村であって、当該廃置分合により消滅した市町村を含む。)を含むものとする。</p> <p>4 第 1 項第 1 号の住民基本台帳に記録されている期間及び同項第 2 号の外国人登録原票に登録されている期間は、廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。</p>
<p>発議</p>	<p>(発議又は請求)</p> <p>第 4 条 <u>投票資格者は、その総数の 10 分の 1 以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、その実施を請求することができる。</u></p> <p>2 <u>議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、その実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の 12 分の 1 以</u></p>	<p>(市民からの請求による住民投票)</p> <p>第 5 条 <u>投票資格者は、規則で定めるところにより、前条第 1 項各号に掲げる者の総数の 10 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対し、重要事項について住民投票を実施することを請求することができる。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない</u></p>

	<p><u>上の者の賛成がなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、自ら住民投票を発議することができる。</u></p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、既に発議に係る手続が開始されている場合においては、当該発議に係る住民投票の手続が行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と実質的に同一と認められる事項について、住民投票を発議することができない。</p>	<p><u>い。</u></p>
議会協議	<p>(議会への協議)</p> <p>第11条 市長は、第4条第1項の規定による請求を受けたとき、又は同条第3項の規定により自ら発議するときは、住民投票の実施について、速やかに議会に協議を求めなければならない。</p>	
実施	<p>(住民投票の実施)</p> <p>第12条 市長は、第4条第2項の規定による請求を受けたとき、又は前条に規定する協議を経たときは、住民投票を実施するものとする。<u>ただし、当該協議の結果、議会の議員の3分の2以上の者の反対があるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(住民投票の実施)</p> <p>第7条 市長は、<u>第5条</u>の規定により住民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において住民投票の投票の期日(以下「投票日」と</p>

	<p>2 市長は、前項の規定により住民投票を実施するときは、速やかに代表者に通知し、その旨を告示しなければならない。同項ただし書の規定により住民投票を実施しないときも同様とする。</p> <p>3 市長は、前項前段の規定による告示の日から 60 日を経過した日後初めて行われる市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とするものとする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、住民投票に付されている事項(以下「付議事項」という。)の緊急性その他の理由により同項に規定する選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とすることが困難であると市長が特に認めるときは、当該選挙の期日と異なる日を住民投票の期日とすることができる。</p> <p>5 市長は、住民投票の期日の少なくとも 9 日前までにその期日を告示しなければならない。</p> <p>6 前項の規定による告示の日以後、市長が特に必要と認めるときは、住民投票の期日を変更することができる。この場合におい</p>	<p>いう。)を定め、住民投票を実施するものとする。</p>
--	---	--------------------------------

	て、市長は、速やかにその旨を告示し、変更後の住民投票の期日の少なくとも5日前までにその期日を告示しなければならない。	
成立要件		<p>(住民投票の成立要件等)</p> <p>第12条 住民投票は、1の事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。</p> <p>2 住民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決するものとする。</p> <p>(投票結果等の告示及び通知)</p> <p>第13条 市長は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示し、かつ、<u>第5条第1項</u>の代表者及び市議会の議長にこれを通知しなければならない。</p>
結果の取り扱い	<p>(結果の尊重)</p> <p>第28条 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重する。</p>	<p>(投票結果の尊重)</p> <p>第15条 市民、市議会及び市長は、住民投票の投票結果を尊重しなければならない。</p>

※下線は苫小牧市市民自治推進課